

令和2年(ワ)第26002号 損害賠償請求事件

原告ら (閲覧制限) 外3名

被告 学校法人聖マリアンナ医科大学

被告第5準備書面

令和4年4月18日

東京地方裁判所民事第7部合議2係 御中

被告訴訟代理人弁護士 青 木 浩 文



同 弁護士 和 泉 宏 陽



第1 平成30年度一般入学試験における合格者数について

- 1 被告大学における平成30年度一般入学試験の募集人員は約85名であり、一般入学試験での最終的な入学者数は80名であった(甲共2・18頁、29頁)。また、推薦入学試験も含めた全体の入学募集人員は約115名であり、最終的な総入学者数は115名であった(甲共2・18頁、29頁)。
- 2 同年度一般入学試験の第2次試験の受験者数は423名であり(乙A1・4頁)、その上位130位までの130名を正規合格者、131位から392位までの262名を補欠者として、補欠順位を付して発表した。補欠者について順位を付したのは、合格者の中から辞退者があった場合、その順位に基づき繰上合格者を機械的に決定するためである。なお、繰上合格の具体的態様は後述

「第2」のとおりである。

- 3 平成30年度入学試験においては、当該補欠者のうち、補欠順位の上位57位（全体順位で187位）までの57名を繰上合格者とした。なお、当該繰上合格者57名のうち、10名が繰上げを辞退したため、最終的な合格者数は177名となっている（甲共2・26頁）。

第2 補欠繰上合格手続きの具体的態様について

平成30年度一般入学試験における補欠繰上合格手続きの具体的態様は、以下のとおりである。

1 合格発表（正規合格者及び補欠者の発表）

平成30年2月16日、正規合格者130名、及び順位を付した補欠者262名を被告大学の掲示板及びホームページ等で発表した。

2 第1回目の補欠繰上合格手続き

合格発表日以降の合格者による入学手続き及び入学辞退者数の状況を踏まえつつ、平成30年2月26日に第1回目の補欠繰上合格手続きを実施した。第1回の手続きにおいては、補欠順位1位から15位までの15名の補欠者を繰上合格者とする旨、被告大学の掲示板及びホームページ上で発表を行っている。

3 第2回目の補欠繰上合格手続き

第1回目の繰上げ手続き以降の入学手続き及び入学辞退者数の状況を踏まえつつ、平成30年3月9日及び同月10日に第2回目の補欠繰上合格手続きを実施した。なお、第2回目以降は、第1回目と異なり、掲示板及びホームページ上で一斉に補欠合格者を発表する方法ではなく、被告大学職員が補欠順位に従って補欠者に個別に電話連絡を取り、繰上合格の事実を告知するとともに、入学の意思確認を行っている。

第2回目の手続きにおいては、補欠順位16位から24位までの9名の補欠者に電話連絡がなされ、繰上合格した旨の告知がなされたが、うち1名が他大

学への入学を理由に、その場で繰上合格を辞退している。

4 第3回目の補欠繰上合格手続き

これまでと同様、入学手続き及び入学辞退者数の状況を踏まえつつ、平成30年3月14日に第3回目の補欠繰上合格手続きを実施した。第3回目の手続きにおいては、補欠順位25位から41位までの17名の補欠者に電話連絡がなされ、繰上合格した旨の告知がなされたが、うち6名が他大学への入学を理由に、その場で繰上合格を辞退している。

5 第4回目の補欠繰上合格手続き

これまでと同様、入学手続き及び入学辞退者数の状況を踏まえつつ、平成30年3月27日に第4回目の補欠繰上合格手続きを実施した。第4回目の手続きにおいては、補欠順位42位から45位までの4名の補欠者に電話連絡がなされ、繰上合格した旨の告知がなされたが、うち1名が他大学への入学を理由に、その場で繰上合格を辞退している。

6 第5回目の補欠繰上合格手続き

これまでと同様、入学手続き及び入学辞退者数の状況を踏まえつつ、平成30年3月28日に第5回目の補欠繰上合格手続きを実施した。第5回目の手続きにおいては、補欠順位46位から50位までの5名の補欠者に電話連絡がなされ、繰上合格した旨の告知がなされたが、うち1名が他大学への入学を理由に、その場で繰上合格を辞退している。

7 第6回の補欠繰上合格手続き

これまでと同様、入学手続き及び入学辞退者数の状況を踏まえつつ、平成30年3月29日に第6回目の補欠繰上合格手続きを実施した。第6回目の手続きにおいては、補欠順位51位から55位までの5名の補欠者に電話連絡がなされ、繰上合格した旨の告知がなされたが、うち1名が他大学への入学を理由に、その場で繰上合格を辞退している。

8 第7回の補欠繰上合格手続き

これまで実施されてきた6回の繰上手続きを経た上でもなお、辞退者が生じ、入学予定者に2名の不足が見込まれたことから、平成30年3月30日に第7回目の補欠繰上合格手続きを実施した。第7回目の手続きにおいては、補欠順位56位及び57位の2名の補欠者に電話連絡がなされ、繰上合格である旨の告知がなされた。第7回目の手続きにおいて繰上合格を辞退した者はいなかった。

この時点で推薦入学試験合格者を含めた115名の入学予定者が確定したため、結果的に補欠繰上手続きは、この第7回目をもって最終となっている。

以上